ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、「消防法」で

① 顧客の本人確認
② 使用目的の確認
③ 販売記録の作成　**を行うことが義務付けられています。**

※ 不審者を発見した場合は、警察への通報をお願いします。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

詳しくは、駿東伊豆消防本部の下記担当までお問い合わせください。

予防課危険物係	沼津市寿町2番10号	055－920－9101
第一方面本部	沼津市吉田町20－1	055－935－5119
第二方面本部	伊豆の国市白山堂327－1	0558－76－5590
第三方面本部	伊東市桜木町1丁目1－3	0557－38－0198